（妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基準等）

第四十六条　法第六十八条の四第一項第一号の総務省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ないものであること。

二　同等の部品を用いるものであること。

三　前二号の規定にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。

2　特定端末機器の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。

3　前条第二項第一号の修理の手順においては、特定端末機器の修理における当該特定端末機器に記録された情報の漏えいの防止のための措置その他情報の管理及び取扱いの方法が明らかでなければならない。

（変更登録）

第四十七条　法第六十八条の六第一項の変更登録を受けようとする登録修理業者は、様式第十七号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2　法第六十八条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、修理する特定端末機器の範囲を縮小するものとする。

（通知）

第四十八条　総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録をしたときは、その旨及び登録番号を当該登録の申請をした者に通知するものとする。

2　総務大臣は、法第六十八条の六第一項の変更登録をしたときは、その旨を当該変更登録の申請をした者に、通知するものとする。

（変更の届出）

第四十九条　登録修理業者は、法第六十八条の六第四項の届出をしようとするときは、様式第十八号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、届出者が法人の場合であって、役員に変更があるときは、様式第十六号の誓約書を添付しなければならない。

2　総務大臣は、前項の届出があった場合には、登録を変更するものとする。

（修理及び修理の確認の記録等）

第五十条　法第六十八条の七第二項の修理及び修理の確認の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　技術基準適合認定番号等、製造番号その他修理した特定端末機器を特定できる番号

二　修理及び修理の確認の年月日

三　修理及び修理の確認を行った責任者の氏名

四　修理及び修理の確認の内容

2　前項の修理及び修理の確認の記録は、当該修理の確認をした日から十年間保存しなければならない。

3　第一項の修理及び修理の確認の記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（表示）

第五十一条　法第六十八条の八第一項の規定による表示は、様式第十九号によるものとする。

2　登録修理業者は、法第六十八条の八第三項の規定により修理した特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付するときは、当該付されている表示が、様式第七号による表示である場合にあっては同様式注1から注3まで、様式第十四号による表示である場合にあっては同様式注1から注3までによらなければならない。

（廃止の届出）

第五十二条　登録修理業者は、法第六十八条の十第一項の届出をしようとするときは、様式第二十号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（公表）

第五十三条　総務大臣は、法第六十八条の三第一項の登録若しくは法第六十八条の六第一項の規定による変更登録をしたとき又は登録修理業者から法第六十八条の六第四項の規定による変更の届出があったときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　氏名又は名称

二　事務所の名称及び所在地

三　登録若しくは変更登録をした年月日又は登録修理業者が変更をした年月日

四　登録番号

五　登録若しくは変更登録又は登録修理業者が変更をした修理する特定端末機器の範囲及び修理の箇所

2　総務大臣は、登録修理業者から法第六十八条の十第一項の届出があったとき又は法第六十八条の十一の規定による登録の取消しをしたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　氏名又は名称

二　事務所の名称及び所在地

三　登録の年月日

四　登録番号

五　事業を廃止し、又は登録を取り消した年月日

3　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

別表第五号の次に次の二表を加える。

別表第六号　修理の確認の手順（第四十五条第二項第五号及び第四項関係）

修理の確認を要する特定端末機器（以下この表において「確認する機器」という。）について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合することを検証する。

一　別表第一号二の規定を確認する機器の試験の検証について準用する。この場合において、同二中「申込機器」とあるのは「修理の確認を要する特定端末機器」と読み替えるものとする。

二　試験は、法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して行う。

三　確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

(1)　別表第一号二に定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

(2)　法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

(3)　確認する機器に記録された情報の管理方法

(4)　その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

四　試験を他の者に委託する場合は、当該委託した試験の結果が三の取決めに従って適正に得られたものであり、かつ、技術基準に適合することを検証し、確認する。

五　二以上の確認する機器の検証において、当該確認する機器のうちの一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちのその他のものが設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該確認する機器のうちのその他のものについて、試験を省略することができる。